

令和8年度採用 山梨県公立学校臨時的任用教職員(期間採用教職員)及び任期付教職員等選考検査実施要項(随時募集)

山梨県教育委員会

1 目 的

この実施要項は、令和8年度に採用する山梨県の県立学校並びに公立小中学校の臨時的任用教職員(期間採用教職員)・任期付教職員*1 及び任期付短時間勤務職員*2 の選考検査の実施について定めています。

※1 任期付教職員とは

育児や配偶者同行のために休業する職員の後補充のために任用する教職員です。これらの教職員については、令和元年度までは期間採用者として1年単位で任用していましたが、令和2年度からは任期付教職員として、当該休業者の休業期間に応じた任用期間(最長3年程度)で採用しています。なお、当該休業者の休業期間の状況によっては、任期が変更される場合があります。

任期付教職員は、任期が定められていることを除き、給与、勤務時間等について正規職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されます。ただし、育児休業及び配偶者同行休業は取得できません。また、期間採用教職員同様、任用期間中でも山梨県公立学校教員選考検査の受検は可能であり、合格した場合は、山梨県公立学校教員採用候補者として名簿に登載されます。

※2 任期付短時間勤務職員とは

育児短時間勤務等により短時間勤務を行う教職員の後補充のために任用する教職員です。

2 受検資格

次の各号のすべてに該当すること。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
- (2) 志望する校種、教科等に相当する免許状を所有する者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者(実習助手・寄宿舎指導員・事務職員を希望する者は、高等学校卒業(見込み)以上の学歴を有する者)
- (3) 臨時的任用教職員人材バンクに登録されている者

注) 登録は、臨時的任用教職員勤務記録カード(以下「臨採カード」という。)を山梨県教育庁義務教育課に提出することにより完了するため、**未登録者にあつては受検申込時に併せて提出してください。**また、登録済みの者にあつては、登録事項に変更がある場合及び3年間任用がない場合は再提出してください。

注) 臨採カードは、義務教育課、高校教育課、各教育事務所において配布しており、郵送でも請求することができます。(詳細は、山梨県ホームページの義務教育課ページを参照)

3 選考検査の対象となる校種・教科(科目)

教 諭	全校種・全教科(全科目)	採用人数は、今後の正規採用教職員の欠員・休職状況等により決定します。(校種・教科によっては採用がない場合もあります。)
養護教諭	全校種	
栄養教諭	小・中学校	
栄養職員	小・中学校	
事務職員	小・中学校	
実習助手	県立高等学校・特別支援学校	
寄宿舎指導員	県立特別支援学校	

4 任用期間

- ・ 臨時的任用教職員（期間採用教職員）の任用期間は、原則として6月とし、1度に限り更新することができます。（令和8年度においては、令和8年4月1日～令和8年9月30日及び令和8年10月1日～令和9年3月31日）欠員及び勤務状況等によっては任用更新をしない場合があります。
- ・ 任期付教職員については、休業する教職員の休業期間によることとし、状況によっては、任期を変更する場合があります。また、任用された本人の都合により、任期途中で退職することは可能です。
- ・ 任期付教職員は、地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用の適用を受けます。ただし、教育職員にあつては、教育公務員特例法第12条の規定により、その職において1年を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに任期付職員として正式採用とします。
- ・ 令和8年3月31日まで他自治体の常勤職員であった者の一部は、採用日が令和8年4月2日以降となる場合があります。

5 申込手続

(1) 申込に必要な書類等

① 臨時的任用教職員（期間採用教職員）・任期付教職員等選考検査受検申込書

(ア) 様式：No. 1（誓約書等）

(イ) 様式：No. 2（作文）

② 臨採カード

・ 未登録者は要提出。

・ 登録済みの者については提出不要。ただし、登録事項に変更がある場合及び3年間任用がない場合は再提出すること。

③ 給与決定上必要となる書類

必要となる給与関係書類は、受検者の経歴によって異なります。

<提出書類例>

① 山梨県教育職員給与カード

② 教員免許状及び栄養士・管理栄養士の資格証の写し、

教員免許・資格証の取得見込証明書又は単位取得見込証明書【2部】

（実習助手・寄宿舎指導員・事務職員を希望する者は不要）

③ 更新講習修了確認証明書の写し（該当者のみ）

④ 高校卒業後の全ての学歴にかかる卒業証書の写し、又は卒業（見込）証明書の原本

（最終学歴が高校卒の者は高校の卒業証書の写し、又は卒業（見込）証明書の原本）

⑤ 大学専攻科・大学院 修了（見込）証明書・修了証書の写し（該当者のみ）

⑥ 職歴証明書・発令通知書の写し（該当者のみ）

注) 受検申込みに必要な書類に不備がある場合には、受付できないことがあります。また、申込み記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、採用予定を取り消すことがあります。

(2) 申込書類等の提出

① 提出先 〒400-8504 甲府市丸の内一丁目6-1（防災新館3階）

山梨県教育庁義務教育課人事担当

② 提出方法 申込書類等は、原則郵送とします。（メール便等の消印のないものは不可） その際、